

年 月 日

短期入所療養介護 (ショートステイ) 契約書

介護老人保健施設にじの丘足柄

I. 短期入所療養介護サービス重要事項説明書

あなたに対する短期入所療養介護サービス提供開始にあたり、平成25年1月11日神奈川県条例第20号(指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準)第204条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は、次の通りです。

1. 事業者およびご利用事業所

事業者の名称	医療法人社団 帰陽会
所在地	神奈川県小田原市荻窪406
理事長	南 康平
電話番号	0465-34-3444
利用事業所の名称	介護老人保健施設 にじの丘足柄
事業所の所在地	神奈川県南足柄市岩原699
施設長	堀口 徹
電話番号	0465-70-2222
FAX番号	0465-70-2111
設立年月日	1998年12月7日

2. ご利用事業所であわせて実施する事業

事業の種類	指定年月日	事業所番号	利用定数
介護老人保健施設	2000年2月22日	1454380002	82床
通所リハビリテーション	2000年2月22日	1454380003	35人
介護予防通所リハビリテーション	2006年 4月1日	1454380004	
短期入所療養介護	2000年2月22日	1454380005	
介護予防短期入所療養介護	2006年 4月1日	1454380006	
訪問リハビリテーション	2015年 2月1日	1454380007	

3. 事業所の概要

(1) 敷地及び建物

敷地		4444.75㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート造4階建(耐火建築)
	延べ床面積	3391.25㎡
	利用定員	82人

(2) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積
個室	19室	281.04㎡	14.79㎡
3人部屋	1室	33.39㎡	11.13㎡
4人部屋	15室	527.21㎡	8.78㎡

(注1) 指定基準は、居室1人あたり8㎡以上です。

(注2) 各部屋の配置ならびに構造については、別添のパフレットを参照して下さい。

(3) その他主な設備

設備の種類	数	面積	1人あたりの面積
食堂	3室	180.01㎡	2.20㎡
機能訓練室	1室	170.76㎡	1.01㎡
一般浴室	1室	50.79㎡	—
機械浴室	特殊浴槽1台	—	—
便所	35個所	116.95㎡	—
診察室	1室	15.48㎡	—
レクリエーションルーム	2室	72.23㎡	—
サービスステーション	3室	75.02㎡	—
調理室	1室	99.79㎡	—
洗濯室（洗濯場）	1室	7.5㎡	—
汚物処理室	2室	23.54㎡	—

(注) 各部屋の配置ならびに構造については、別添のパフレットを参照して下さい。

4. 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	保有資格
		常勤		非常勤			
		専従	非専従	専従	非専従		
施設長	1	1				0.8	医師1人
医師	2	1	1			1	医師2人
薬剤師	1			1		0.3	
介護職員	27	23		4		26	介護福祉士23人
看護職員	6	6				6	看護師5人
							准看護師1人
理学療法士	5		2	2	1	1.1	理学療法士5人
言語聴覚士	2		2			0.9	言語聴覚士2人
作業療法士	2		2			0.9	作業療法士2人
管理栄養士	1	1					管理栄養士1人
調理員	委託業者に委託						
事務員	4	4			3	4	
支援相談員	5	0	1	1	0	3.1	介護福祉士3人 社会福祉士1人
介護支援専門員	3	0	1		2	2.2	ケアマネジャー3人
その他従業員	4	0		4		1.2	

5. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
介護職員	交代制 ・ 早番（ 7 : 0 0 ～ 1 5 : 3 0 ） ・ 日勤（ 8 : 3 0 ～ 1 7 : 0 0 ） ・ 遅番（ 1 0 : 3 0 ～ 1 9 : 0 0 ） ・ 夜勤（ 1 6 : 3 0 ～ 9 : 0 0 ）	平均月 9 日
看護職員	交代制 ・ 日勤（ 8 : 3 0 ～ 1 7 : 0 0 ） ・ 夜勤（ 1 6 : 3 0 ～ 9 : 0 0 ）	
医師	常勤で勤務 正規の勤務時間帯（ 8 : 3 0 ～ 1 7 : 0 0 ） 公休とその他 3 日を合算し 1 2 ヶ月で等分	
事務員		
支援相談員		
介護支援専門員		
機能訓練指導員		
管理栄養士		
薬剤師	週 2 日、 8 : 3 0 ～ 1 6 : 0 0 まで勤務	—

2026年6月1日現在

6. 営業日及びご利用の予約

営業日 ： 月曜日 ～ 日曜日

7. II 短期入所療養介護サービス内容説明書

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容	利用料(自己負担分)	
● 短期入所療養介護費 (排 泄 の 介 助) (入 浴 の 介 助) (着 替 え 等 の 介 助)	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 週2回の入浴または清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は機械を用いての入浴も可能です。 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 生活リズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 シーツ交換は週1回実施します。	1日当たり	
			個室 多床室
		要介護1	830円 914円
		要介護2	905円 992円
		要介護3	971円 1,058円
		要介護4	1,031円 1,117円
● 個別リハビリ加算	kaitei	要介護5	1,089円 1,177円
		243円／日	
● 緊急時治療管理	利用者の病状に合わせた医療、看護を提供します。 必要がある場合には適宜診察します。 ただし、当施設では行えない処置や手術、その他病状が著しく変化した場合、他の医療機関での治療となります。	525円／日	
● 療養食加算	厚生労働大臣が定める疾病の方(例:糖尿病、腎臓病、他)	8円／回	
● 夜勤職員配置加算	夜勤勤務人数 5人	24円／日	
● サービス提供体制強化加算(I)	介護福祉士 8割	22円／日	

● 送迎加算(片道)	身体状況等一定の基準に該当する方で、ご自分で来所が困難な方はリフト付きの送迎車で入退所の送迎を行います。送迎区域外は相談に応じます。	186円/回
● 総合医学管理加算		278円/日
● 重度療養管理加算		121円/日
● 生産性向上推進加算Ⅱ		10円/月
● 緊急短期入所受入加算		91円/日
● 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)		51円/日
● 介護職員処遇改善加算Ⅰロ		(所定の単位×97/1000)円/月

(2) 介護保険給付外サービス

種 類		内 容	利用料		
※ 食費負担		管理栄養士が、栄養や利用者の身体状況に配慮し、バラエティに富んだ献立を立て、食事を提供します。 栄養士による検収済みの食材料を用いて、衛生や安全にも配慮した高品質な料理を提供します。	朝食	620円	
			昼食	740円	
			夕食	720円	
			2 , 0 0 0 円 / 日		
※ 居住費		居住費自己負担分(多床室)	5 2 0 円 / 日		
※ 居住費		居住費自己負担分(個室)	2 , 0 0 0 円 / 日		
◎ 教養娯楽費		クラブ活動(編み物・クラフト・習字・お花・クッキング等)において、使用する材料や道具の費用です。取り組む作品やクラブによって発生する費用はまちまちですが、いずれも実費でのご利用となります。	希望する	希望しない	10～300円/回
◎ 日用消耗品費	1) 口腔ケア用品				

◎ CSセット	本人及び家族の希望により、委託業者より日用消耗品類レンタルサービスをご利用いただけます。	別紙 CSセット料金表 参照		
◎ 理美容サービス	理美容店の出張による理美容サービスをご利用いただけます。	2 , 3 0 0 円 / 回		
◎ 特別な食事(おやつ)	本人及び家族の希望により、おやつを提供します。	希望する	希望しない	1 0 0 円 / 日
○ 電気使用料	個人の電化製品を持ち込むことができます。その際に電気使用料が発生します。	同意する	同意しない	1 6 円 / 日
○ 電話使用料	個室に備え付けてあるお電話をご利用いただけます。 (個室利用の方のみ)	実費/回		
○ 個室A	個室の利用者のご希望に応じて提供します。 施設で認めた場合	同意する	同意しない	2, 750円/日
○ 個室B				2, 200円/日
○ 特別行事参加費(個人)		実費/回		
◎ 健康管理費	インフルエンザ予防接種に係わる費用で接種を希望された場合にお支払いいただきます。(市町村より指定された金額)	実費/回		
○ 文書料	診断書等	実費/枚		
○ 死亡診断書		5 , 5 0 0 円 / 枚		
○ 死亡処置費用		1 1 , 0 0 0 円		
○ 送迎タクシー代		実費/回		
○ その他の自費	上記以外に発生した場合	実費/回		

2026年6月1日改正

* 「1 介護保険給付サービス」はご利用者の所得状況に応じ、2割・3割負担となります。

* これらの料金は、予告なく変更される場合があります。その場合には速やかに連絡いたします。

- * 上記内容
- 介護保険負担分
 - ◎ は希望者のみ提供
 - ※ 食事サービス時負担します
 - は税込み価格

南足柄市の地域区分は、7級地となっています。

8. 苦情等申立先

にじの丘足柄 担当相談員	ご利用時間 連絡先	月 ～ 土曜日
		祝日 (年末年始 12/30～1/3)は休み
		午前 8:30 ～ 午後5時
		電話 0465-70-2222
各自治体	南足柄市役所	(高齢介護課) 電話 0465-73-8057
	小田原市役所	(高齢介護課) 電話 0465-33-1827
	開成町役場	(福祉介護課) 電話 0465-84-0316
	松田町役場	(福祉課) 電話 0465-83-1226
	山北町役場	(保険健康課) 電話 0465-75-3642
	大井町役場	(健康福祉課) 電話 0465-83-8024
神奈川県国民健康 保険団体連合会	電話 045-329-3447(介護保険課・介護苦情相談係) ※利用時間 土・日・祝日・年末年始除く 8:30 ～ 17:15	

9. 協力医療機関

医療機関の名称	丹羽病院
院長名	宮下 耕一郎
所在地	神奈川県小田原市荻窪406
電話番号	0465-34-3444
診療科	内科、消化器科、外科、肛門科
入院設備	ベッド数51床
救急指定の有無	有り
契約の概要	当施設と丹羽病院とは、入所者が診療を必要とした時、緊密な連絡協力のもとに円滑な診療を受け得る体制を確立しておくものとする。

協力整形外科医療機関	医療機関の名称	おぎの整形外科歯科
	院長名	荻野 哲夫
	所在地	神奈川県南足柄市関本750-1
	電話番号	0465-73-1100

10. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「介護老人保健施設にじの丘足柄 消防計画」「自然災害発生時における業務計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	地区自治会と非常時の相互の応援を約束しています。市役所と福祉避難所の協定を締結しています。			
平常時の訓練等	別途定める「介護老人保健施設にじの丘足柄 消防計画」にのっとり、年2回夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	6個所
	非難階段	1個所	屋内消火栓	5個所
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	15個所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
			緊急用無線	あり
	*カーテン、布団等は防煙性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日：2019年4月1日			
	防火管理者：岩田 健吾			

11. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届出て下さい。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得て下さい。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に届出て下さい。
医療機関への入院・通院	医療機関へ入院・通院をご希望の際は必ず施設へご相談下さい。
居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙	全館禁煙です。火災予防上、居室内には火気類の一切の持込を禁止いたします。
迷惑行為等	騒音等 他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないで下さい。
所持品の管理	携帯電話・補聴器等の所持品は、原則として本人または家族での管理をお願いします。紛失や故障の際は自己責任となります。
現金等の管理	原則として本人または家族での管理をお願いします。紛失の際は自己責任となります。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内での動物の飼育はお断りします。

【事業者】

当事業者は、本契約に定める義務を誠実に履行します。

所在地 〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪406
 名称 医療法人社団 帰陽会
 理事長 南 康平
 事業所所在地 〒250-0113 神奈川県南足柄市岩原699
 事業所名 介護老人保健施設 にじの丘 足柄

巻末に署名

利用者名

Ⅲ. 短期入所療養介護サービス契約書

以下の文は、甲を利用者、乙を事業者と読みかえることとします。

第一条(契約の目的)

乙は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、甲に対し、甲が可能な限り居宅において、その能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、各種サービスを提供します。

第二条(契約期間)

- 1 この契約の期間は、20 年 月 日から要介護認定有効期間までとします。
ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。
- 2 上記契約期間満了日の2週間以上前に甲から更新拒絶の申し出がない場合は、この契約は自動更新され、以後も同様とします。
- 3 甲から更新拒絶の意思が表示された場合は、乙は、他の事業者の情報を提供するなど、必要な措置をとります。

第三条(乙が提供できる介護サービスの内容)

乙は甲に対して、甲が一時的に入所して看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある場合に、乙が甲に交付した「重要事項説明書」(以下「重要事項説明書」という。)記載の乙の運営する施設において、短期入所療養介護サービスを提供します。

第四条(短期入所療養介護サービスの基本方針)

- 1 乙は、サービス提供にあたっては、甲の要介護状態区分、及び本契約書末尾にその写しが添付されている甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、甲に対しサービスを提供します。
- 2 乙は、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議を通じて、甲の心身、置かれている環境、他の保険医療サービスまたは福祉サービスの利用状況を把握するように努めます。
- 3 乙は、甲の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資するよう、短期入所療養介護サービスの目標を設定し、第6条に規定する短期入所療養介護計画が作成されたときはこれにもとづき、そうでない場合は居宅サービス計画にそって、計画的にサービスを行います。

4 乙は、甲または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、甲の身体を拘束し、あるいはその他甲の行動を制限することはありません。

5 乙が甲に対しやむを得ず隔離、身体的拘束、その他の方法により甲の行動の制限を必要とする場合は、甲に対し事前に、行動の制限を必要とする理由、根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、かつ、事前または事後速やかに、甲の後見人または甲2(この契約上甲2がいないときは甲の家族。以下、同様とします。)に対し、甲に対する行動の制限を必要とする理由、根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

ただし、甲の行動を制限した場合には、第五条の介護サービス記録に次の事項を記載します。

①甲に対する行動の制限を必要とする理由、根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間

②前項に基づく乙の甲に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

第五条(介護サービス記録)

1 乙は、甲に対する介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完成の日から5年間保存します。

2 甲及び甲の代理人は、乙に対し、前項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。甲に意思能力がなく、かつ後見人がいない場合には、必要に応じて甲の家族も前項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。閲覧・謄写は、所定の手続きを行い、決裁を得て実施するまでに、数日を要します。謄写の場合、乙は50円/枚相当額を請求者に請求することができます。

第六条(短期入所療養介護計画の作成・変更)

1 乙は、甲が相当期間以上継続して入所する場合には、甲の心身の状況や希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の短期入所療養介護従業者との協議の上で速やかに、短期入所療養介護計画を作成します。

2 短期入所療養介護計画には、短期入所療養介護の目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。

3 乙は、短期入所療養介護計画を作成または変更したときには、甲および甲2に対し、その内容を説明し、甲の同意を得ます。

第七条(居宅サービス計画変更の援助)

乙は、居宅サービス計画が作成されている場合で、甲が居宅サービス計画の変更を希望するときは、速やかに居宅介護支援事業者に連絡するなど、必要な援助を行います。

第八条(甲の短期入所療養介護サービス利用)

- 1 乙が提供する短期入所療養介護サービスのうち、甲が利用するサービスの具体的な内容は、短期入所療養介護サービス利用申込の都度、甲と乙との文書による合意により決めるものとします。
- 2 甲が乙の提供する短期入所療養介護サービスを受けようとする場合には、甲は、乙に対して利用する期間を明示して申し込むものとします。これに対して乙は、居室が確保できないなど施設運営に著しい支障をきたさない限り、甲の利用を断ることはできません。
- 3 入所後、甲から居室の変更の申出があった場合で、乙がその申出を相当と認めたとき、または乙が施設運営上特に必要と認めたときには、居室の変更を行います。

第九条(利用料等)

- 1 甲は乙に対して、乙から提供を受ける各種介護保険給付サービスならびに各種介護保険給付外サービスについて、別紙サービス内容説明書のとおりの利用料等を支払います。
- 2 乙は、甲が支払うべき短期入所療養介護サービスに要した費用について、甲が介護サービス費として市町村より支給を受ける額の限度において、甲にかわって市町村より支払いを受けます(以下「法定代理受領サービス」といいます。)
- 3 乙は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所療養介護サービスを提供した場合において、甲から利用料の支払いを受けたときは、甲に対して、サービス提供証明書を交付します。
- 4 サービス提供証明書には、提供した短期入所療養介護サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

第十条(秘密保持)

- 1 乙および乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対する介護サービスの提供にあたって知り得た甲または甲の家族の秘密を漏らしません。
- 2 乙は、乙の従業員が退職後、在職中に知り得た甲または甲の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 乙は、甲の個人情報を用いる場合は甲の、甲の家族の個人情報を用いる場合は甲の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、甲または甲の家族の個人情報を用いませぬ。

第十一条(損害賠償)

- 1 乙は、甲に対する介護サービスの提供にあたり事故が発生した場合は、これにより甲の受けた損害を速やかに賠償します。ただし、乙が故意、過失がないことを証明した場合は、この限りではありません。
- 2 前項の場合において、当該事故の発生につき甲に重大な過失がある場合には、損害賠償の額を減じることができます。
- 3 乙は万一の事故に備えて損害賠償責任保険に加入しています。
- 4 施設の送迎範囲は、施設より利用者宅玄関までの往復とします。送迎範囲以外は一切の責任を負いません。

第十二条(契約の終了)

次の各号の一に該当するときは、この契約は終了します。

- ① 要介護認定更新において、甲が要支援又は、自立と認定された場合。
- ② 甲が死亡した場合。
- ③ 第十三条にもとづき甲が契約解除を申し出た場合。
- ④ 第十四条第1項にもとづき乙が契約の解除を通告し、予告期間が満了した場合。
- ⑤ 第十四条第2項にもとづき乙が契約の解除を通告した場合。
- ⑥ 甲が他の介護保険施設への入所が決まり、その施設において甲を受け入れる態勢が整った場合。

第十三条(甲の契約解除)

- 1 甲は、現に短期入所療養介護サービスを利用中でない限り、いつでもこの契約を解除することができます。
- 2 甲は、現に短期入所療養介護サービスを利用中であっても、乙に債務不履行、不法行為の事由がある場合は、即時にこの契約を解除することができます。

第十四条(乙の契約解除)

- 1 乙は、次の各号に該当する場合には、この契約を解除できます。ただし、乙は2週間の予告期間を置くものとします。
 - ① 滞納額全額の支払いがない場合。
 - ② 甲が故意に法令や施設管理規程等に違反し、あるいは重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込がない場合。
 - ③ 乙が健康管理上あるいは医学的必要性から甲に対して行った指示に対し甲が従おうと

せず、改善の様子が見込めない時。

- 2 乙は、次の各号に該当する場合において、事態の回復が見込めないときには、即時にこの契約を解除できます。
 - ① 伝染性疾患により他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ治療が必要である場合。
 - ② 甲の行動が他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ甲に対する通常の介護方法ではこれを予防できない場合。
- 3 乙が前2項によりこの契約を解除するときは、甲の心身の状況やその置かれている状況を踏まえて、介護支援専門員や市町村への連絡、その後のサービスの確認等の援助を行います。

第十五条(精 算)

乙が、短期入所療養介護に関して、甲から事前に受領している利用料等があり、契約の中途解約等により精算の必要が生じた場合は、乙はサービスの未給付分等必要な金額を速やかに甲に返還します。

第十六条(苦情処理)

- 1 甲またはその家族は、提供された介護サービスに苦情がある場合、いつでも重要事項説明書記載のご利用者相談室等に苦情を申し立てることができます。この場合、乙は迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
- 2 乙は、甲またはその家族が苦情申立を行った場合に、これを理由として甲に対し、何らの差別待遇もいたしません。

名 称	介護老人保健施設 にじの丘足柄 担当相談員
電 話	0465-70-2222 FAX 0465-70-2111

第十七条(緊急時の対応)

乙は、介護サービスの提供中に甲の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに「重要事項説明書」に記載されている主治医または協力医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは救急入院等必要な措置が受けられるようにします。

第十八条 (ハラスメントに関して)

事業所は、利用者又は家族等が、故意にハラスメント等の法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を事業者又は介護・看護職員等に対して行い、事業所の申し入れにもかかわらず改善がなく、適切なサービスを提供することが困難であると認められるときには文書による通知により直ちに契約を解除することができます。

第十九条 (契約外事項)

本契約に関して争いが生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議した上で解決するものとします。

【事業者】

所在地 〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪406
名称 医療法人社団 帰陽会
理事長 南 康平
事業所所在地 〒250-0113 神奈川県南足柄市岩原699
事業所名 介護老人保健施設 にじの丘 足柄

利用者) 氏名

巻末に署名

IV. 個人情報使用同意書

私(利用者及びその家族)の個人情報については、介護老人保健施設にじの丘足柄が、次に記載するところにより必要最小限の範囲で使用することに同意します。

記

1. 使用目的

(イ) 当事業所で利用者様への介護サービスの提供に必要時

* 介護保険事務、管理運営業務、介護サービス、家族等への心身の状況説明

(ロ) 他の事業者等への情報提供に必要時

* 居宅サービスを提供する時、他事業者との連携(サービス担当者会議等)及び紹介への回答

* 診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める時

* 委託業者(清掃、厨房等)

(ハ) 審査支払い機関へのレセプトの提出時及び回答時

(ニ) 損害賠償保険などに関わる保険会社等への相談及び届出時

(ホ) 当事業所において行われる事例検討、研修、学生への実習への協力時

(ヘ) 生命、身体 の保護のため必要時

* 災害時において、安否確認情報を行政に提出する時等

(ト) ホームページ及び機関誌の発行時

2. 使用期間

令和 年 月 日 から 契約解除等の申し出があるまで

3. 使用条件

(イ) 個人情報の提供は必要最低限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることがないよう、細心の注意を払うこと

(ロ) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと

以上

(事業所) 介護老人保健施設 にじの丘足柄 御中

☐ 入所 ☐ 短期療養介護 ☐ (予) 通所リハビリテーション ☐ (予) 訪問リハビリテーション

利用者名

巻末に署名

V. 契約に関わる申し込み及び同意書

説明日 年 月 日

説明者 介護老人保健施設 にじの丘足柄

説明者氏名:

- ☐ サービス契約の締結にあたり「Ⅰ. 短期入所療養介護サービス重要事項説明書」の説明を受け、内容に同意しました。
- ☐ 「Ⅱ. 短期入所療養介護サービス内容説明書」についての説明を受け、内容に同意します。短期入所(ショート)の利用を申し込みます。
- ☐ 「Ⅲ. 短期入所療養介護サービス契約書」についての説明を受け、内容に同意しました。
- ☐ 「Ⅳ. 個人情報使用同意書」について説明を受け、利用者及びその家族の個人情報については、記載された必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

本契約書を2通作成し、1通は事業所、1通は利用者様が保管します。

説明同意日 年 月 日

【利用者】

氏 名

電話番号

住 所

緊急連絡先 氏名

(続柄)

緊急連絡先 電話番号

【署名代行者】

氏 名

(続柄)